

# 消防庁「急速充電設備に関する規定」見直し

## 消防法施行規則等を一部改正

総務省消防庁は、近年の社会情勢の変化に消防法令を適応させるため、消防法施行規則、条例等を次のとおり一部改正しました。

《改正の概要》

(1) 急速充電設備の出力上限撤廃など：電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上「変電設備」として扱われていた全出力200kWを超えるものについても「高速充電設備」として扱う。(大型電動車や電動バス・トラックの普及拡大に向け、出力の上限を撤廃。充電ポストなどの建築物との離隔距離を不要になど)

(令和5年10月1日施行)

(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し：主に開放型の鉛蓄電池を想定した従来の基準を、リチウムイオン電池や大容量電池に対応したものに改正(小容量蓄電池を規制対象外に。建築物との離隔距離の見直しなど)(令和6年1月1日施行)

(3) 固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直し：薪ストーブや炭焼き器等の離隔距離を30cmに新たに設定(従来、ストーブや炉の規程適用で1~3m必要)(令和6年1月1日施行)

(詳細は総務省消防庁HPに)

# 経産省、国交省 「燃料電池車の規制を道路運送車両法に一元化」

経済産業省及び国土交通省は、燃料電池自動車等の規制を高圧ガス保安法(高圧法)の適用から外して、道路運送車両法(車両法)に一元化するため関係法令等を一部改正しました。

(令和5年12月21日施行)

クリーンエネルギーを利用した車として期待される圧縮水素等を燃料とする燃料電池自動車は、車両法による規制に加えて、高圧水素容器等の部分について高圧法の規制が課せられており、そのため製造事業者は双方の法律に基づく登録手続きが必要でした。またユーザーにおいても車両法による「車検」に加えて、高圧法の「容器再検査」を受ける必要があるなどの問題がありました。燃料電池自動車の普及促進と、自動車の国際的な流通の円滑化を図るために改正を行なったものです。

これを受けて国土交通省は、高圧ガス容器及び付属品の試験等が車両法の体系下で実施できるように「自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を一部改正しました。

(詳細は経産省、国交省HPに)